

老発第0331014号  
平成18年3月31日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

### 介護保険法等の一部を改正する法律等の施行について

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。）が平成17年6月29日に公布され、その一部が平成18年4月1日に施行されることとなり、その施行のため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号）等の関係法令（別添）が制定され、平成18年4月1日に施行することとされたところである。その改正の内容は下記のとおりであるので、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

#### 第1 改正の趣旨

高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築するとともに、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するため、予防給付の給付内容の見直し、地域密着型サービスの創設等新たなサービス類型の創設、

事業者及び施設の指定等に係る更新制の導入等サービスの質の確保及び向上、障害年金及び遺族年金を特別徴収の対象とする等負担の在り方及び制度運営の見直し等の措置を講ずること。

## 第2 改正の内容

### 1 目的規定

この法律の目的として、要介護状態となった高齢者等の「尊厳の保持」を明確化すること。

### 2 介護予防等に関する事項

#### (1) 要介護状態及び要支援状態

ア 「要介護状態」を、身体上又は精神上の障害があるために、一定期間、日常生活における基本的な動作の全部又は一部について常時介護を要すると見込まれる状態であって、要支援状態以外の状態とすること。

イ 「要支援状態」を、常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要する状態又は身体上若しくは精神上の障害があるために一定期間日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態とすること。

ウ 特定疾病の範囲を見直し、40～64歳の末期がん患者についてもサービスの利用を可能とすること。

#### (2) 介護予防サービス及び介護予防サービス費の支給

ア 「介護予防サービス」とは、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売とすること。

イ 市町村は、介護予防サービス費の支給要件を定め、居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から介護予防サービスを受けたときは、介護予防サービス費を支給すること。

#### (3) 指定介護予防サービス事業者

指定介護予防サービス事業者の指定は、介護予防サービス事業を行う者の申請により、介護予防サービスを行う事業所ごとに都道府県知事が行うものとすること。

#### (4) 地域密着型介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス費の支給

- ア 「地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護とすること。
- イ 市町村は、地域密着型介護予防サービス費の支給要件を定め、居宅要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービス事業者から地域密着型介護予防サービスを受けたときは、地域密着型介護予防サービス費を支給すること。
- ウ 市町村は、厚生労働大臣が定める基準により算定した地域密着型介護予防サービス費の額に代えて、その額を超えない額を、当該市町村における地域密着型介護予防サービス費の額とすることができるものとすること。

(5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者

- ア 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定は、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスを行う事業所ごとに市町村長が行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護予防サービス費等の支給について、その効力を有すること。
- イ 市町村長は、厚生労働大臣が定める基準に代えて、当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができるものとすること。

(6) 介護予防支援及び介護予防サービス計画費の支給

- ア 「介護予防支援」とは、居宅要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等をできるよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、利用する介護予防サービス等の種類及び内容、担当者等を定めた計画を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者との連絡調整等を行うこととすること。
- イ 市町村は、居宅要支援被保険者が指定介護予防支援事業者等から介護予防支援を受けたときは、介護予防サービス計画費を支給すること。

(7) 指定介護予防支援事業者

指定介護予防支援事業者の指定は、地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに市町村長が行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保

險者に対する介護予防サービス計画費等の支給について、その効力を有すること。

(8) 福祉用具貸与等に関する事項

ア 福祉用具の貸与や販売を行うにあたり専門的知識を有する保健師などの福祉用具専門相談員の技術的援助及び助言を受けて行うこととすること。

イ 福祉用具専門相談員の要件を、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士など専門的知識を有する者及び福祉用具専門相談員指定講習を受けた者とすること。

3 地域密着型サービスに関する事項

(1) 地域密着型サービス及び地域密着型介護サービス費の支給

ア 「地域密着型サービス」とは、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とすること。

イ 市町村は、要介護被保険者が指定地域密着型サービス事業者から地域密着型サービスを受けたときは、地域密着型介護サービス費を支給すること。

ウ 市町村は、厚生労働大臣が定める基準により算定した地域密着型介護サービス費の額に代えて、その額を超えない額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができるものとすること。

(2) 指定地域密着型サービス事業者

ア 指定地域密着型サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスを行う事業所ごとに市町村長が行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費等の支給について、その効力を有すること。

イ 市町村は、厚生労働大臣が定める基準に代えて、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができるものとすること。

4 指定市町村事務受託法人に関する事項

(1) 市町村は、要介護認定調査の実施及び保険給付に関する照会の事務について、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定する指定市町村事務受託法人に委託すること

ができるものとすること。

- (2) 指定市町村事務受託法人の役員又は職員について、秘密保持義務等を規定すること。
- (3) 指定市町村事務受託法人に関し、指定、公示等の規定を整備すること。

## 5 要介護認定及び要支援認定に関する事項

- (1) 要介護認定又は要支援認定の申請に関する手続を代行できるものは、指定居宅介護支援事業者等であって各事業者ごとの指定基準の規定に違反したことがないもの等の要件を満たすもの及び地域包括支援センターとすること。
- (2) 要介護認定又は要支援認定における新規の認定調査は、指定市町村事務受託法人に委託することができるものとし、更新認定又は区分変更認定の調査は、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に委託できるものとすること。

## 6 介護支援専門員等に関する事項

- (1) 介護支援専門員に関する事項
  - ア 介護支援専門員の登録、登録の移転、介護支援専門員証の申請手続き等について所要の規定を設けること。
  - イ 介護支援専門員について、秘密保持義務等を規定するとともに、介護支援専門員の登録の消除等を定めること。
- (2) 訪問介護員に関する事項  
訪問介護員養成研修を介護員養成研修に名称を改めるとともに、これに加えて、新たに介護職員基礎研修を規定すること。

## 7 指定居宅サービス事業者等の指定等に関する事項

- (1) 指定居宅サービス事業者等の指定等について欠格要件を追加すること。
- (2) 都道府県知事は、介護保険施設等の指定等をしようとするときは、関係市町村に対し意見を求めることがあります。
- (3) 指定居宅サービス事業者等の指定等について更新制を設けること。
- (4) 市町村長は、指定居宅サービス事業者等に対し立入検査等を行うことができるものとすること。
- (5) 指定居宅サービス事業者等に対する都道府県知事の勧告、命令等に係る権限を規定すること。
- (6) 指定居宅サービス事業者等の指定等の取消しの要件を追加すること。

## 8 介護サービス情報の公表

- (1) 介護サービス事業者は、法人の名称、所在地等の基本情報とサービス

提供に関するマニュアルの有無等事実確認の調査が必要な調査情報を都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、都道府県知事に報告しなければならないものとし、都道府県知事は、報告を受けた調査情報について、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行うものとすること。

- (2) 都道府県知事は、(1)の調査が終了した後、基本情報と調査情報の調査結果を公表しなければならないものとすること。
- (3) 都道府県知事は、情報公表事務を指定情報公表センターに、また、調査事務を指定調査機関に行わせることができること。
- (4) 指定情報公表センター及び指定調査機関の役員又は職員について、秘密保持義務等を規定すること。
- (5) 指定情報公表センター及び指定調査機関に関し、指定、公示等の規定を整備すること。

## 9 地域支援事業等に関する事項

### (1) 地域支援事業

- ア 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業、包括的支援事業（介護予防マネジメント事業、総合相談・支援事業、権利擁護事業及び包括的・継続的マネジメント支援事業をいう。）その他の地域支援事業を行うものとすること。
- イ 市町村は、老人介護支援センターの設置者その他の包括支援事業を適切に実施できると市町村が認める者に対し、包括的支援事業の実施を委託できることとすること。
- ウ 市町村は、介護予防事業及び任意事業の全部又は一部について、老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託できることとすること。

### (2) 地域包括支援センター

- ア 地域包括支援センターは、包括的支援事業及び一部の介護予防事業事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とすること。
- イ 市町村及び(1)のイにより市町村から包括的支援事業の実施の委託を受けた者は、地域包括支援センターを設置することができるものとすること。

## 10 費用等に関する事項

(1) 地域支援事業に要する費用の負担

- ア 国は、市町村に対し、介護予防事業に要する費用の額の百分の二十五に相当する額を交付すること。
- イ 国は、市町村に対し、包括的支援事業等に要する費用の額に、第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（以下「包括的支援事業等支援額」という。）の百分の五十に相当する額を交付すること。
- ウ 都道府県は、市町村に対し、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付すること。
- エ 都道府県は、市町村に対し、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を交付すること。
- オ 市町村は、その一般会計において、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担すること。
- カ 市町村は、その一般会計において、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を負担すること。
- キ 市町村の介護予防事業に要する費用の額に第二号被保険者負担率を乗じて得た額については、社会保険診療報酬支払基金が当該市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金をもって充てること。

(2) 保険料の徴収方法

特別徴収の対象として、死亡又は障害を支給事由とする年金給付を追加すること。

11 経過措置

- (1) 介護予防支援の見込量を確保することが困難であると認められる市町村にあっては、平成20年4月1日までの間において条例で定める日までの間、介護予防に関する事項は適用しないこと。
- (2) その他この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。罰則について必要な規定を整備すること。

12 関係法律の一部改正に関する事項

(1) 老人福祉法の一部改正

ア 事業及び施設に関する事項

- (ア) 小規模多機能型居宅介護事業を老人居宅生活支援事業に位置付けること。
- (イ) 養護老人ホームへの入所措置の対象者を、六十五歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者とすること。この入所措置等の指針

については、別途通知する。

イ 老人福祉計画に関する事項

市町村及び都道府県の老人福祉計画は、それぞれ、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならないものとすること。

ウ 有料老人ホーム等

(ア) 有料老人ホームの定義を見直し、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与をする事業を行う施設であって、老人福祉施設等でないものとすること。

(イ) 有料老人ホームの設置者について、帳簿の作成及び保存並びに情報の開示を義務付けることとすること。

(ウ) 前払金の保全措置

認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者又は有料老人ホームの設置者のうち前払金を受領するものについて、当該前払金の保全措置を講ずることを義務付けることとすること。

(2) その他

(1)に掲げる事項の他、社会福祉法、生活保護法、社会福祉施設職員等退職手当共済法その他の関係法令について所要の改正を行うこと。

13 検討

(1) 介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲については、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成21年度を目途として所要の措置を講ずるものとすること。

(2) 政府は、この法律の施行後3年を目途として、改正法による予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

別添

一部改正等を行う政令及び省令

政令

1	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令	平成18年政令第28号
2	介護保険法施行令等の一部を改正する政令	平成18年政令第154号

省令

1	介護保険法施行規則の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第22号
2	介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第23号
3	介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第24号
4	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第32号
5	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第33号
6	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	平成18年厚生労働省令第34号
7	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	平成18年厚生労働省令第35号
8	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	平成18年厚生労働省令第36号

9	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	平成18年厚生労働省令第37号
10	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第38号
11	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第55号
12	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第66号
13	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第79号
14	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第80号
15	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第81号
16	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第82号
17	生活保護法施行規則の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第83号
18	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第92号
19	介護保険法施行規則の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第106号